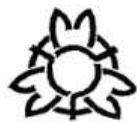


# パートナーシップ宣誓制度

## ガイドブック



伊奈町

# 目次

1 伊奈町パートナーシップ宣誓制度の目的	3
2 宣誓から証明書交付までの流れ	4
3 宣誓することができる方	5
4 宣誓に必要なもの	6
5 宣誓証明書の交付	7
6 こんなときは	8
7 Q&A	9

## 1 伊奈町パートナーシップ宣誓制度の目的

伊奈町は「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目標としたSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向け、お互いの人権を尊重しながら共生し、多様性が受け入れられる社会を築いていくため、様々な人権課題の解決に向けた取組を進めています。

こうした理念のもと、自分と他人の違いを個性として認め合い、お互いの人権を尊重しながら共生する社会を築いていく取組の一つとして「パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

伊奈町におけるパートナーシップの定義は、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により共同生活を行うことを約束した二人の関係としています。

性的マイノリティの方に限らず、様々な事情により婚姻制度を利用できず、生きづらさを抱えているパートナーシップ関係であるお二人を町が認証することにより、お二人のパートナーシップを尊重し、いきいきと輝き活躍されることを応援するものです。

## 2 宣誓から証明書交付までの流れ

### ①事前予約

電話又はメールで予約をしてください。

宣誓の日時・必要書類などを調整、確認します。

※予約状況によりご希望に添えない場合があります。

#### 【予約・問合せ先】

伊奈町 人権推進課

電話:048-721-2111(内2241)

メール:b1015-03@town.saitama-ina.lg.jp

### ②パートナーシップの宣誓

予約した日時にお二人そろってお越しください。

必要書類をご持参ください

※宣誓の受付は役場開庁日の午前9時～午後5時

### ③内容確認

宣誓書類について、宣誓書の対象となる要件を備えているかを確認します。

### ④パートナーシップ宣誓証明書(以下、「宣誓証明書」という。)の交付

要件を満たしている場合、宣誓証明書を交付します。

### 3 宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓をするには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ・成年に達していること
- ・伊奈町民であること※転入予定の方も含む
- ・結婚していないこと
- ・宣誓者以外の方とパートナーシップ関係がないこと
- ・宣誓者同士が近親者でないこと(パートナーシップに基づく養子縁組の場合を除く。)

#### ※パートナーシップ

ここでいうパートナーシップとは、お互いを人生のパートナーとして、相互の協力により共同生活を行うことを約束した二者の関係です。

(伊奈町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 第2条第1号)

## 4 宣誓に必要なもの

### (1)伊奈町パートナーシップ宣誓書(第1号様式)

- ・伊奈町人権推進課窓口のほか、町ホームページからもダウンロードできます。

### (2)双方の住民票の写し等、現住所が確認できるもの

- ・発行から3か月以内のもの
- ・同一世帯の場合は、2人分の情報が記載された住民票1通で可
- ・転入予定の方は、転出証明書や賃貸借契約書など予定住所がわかるもの
- ・本籍地の記載は不要

### (3)独身であることを証明する書類(戸籍抄本・独身証明書など)

- ・発行日から3か月以内のもの

※外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる書面に日本語の  
翻訳を添えて提出

### (4)本人確認書類

次のいずれか1点または2点を提示してください。

#### ■1点の提示が必要となるもの(官公署が発行した写真付きの身分証明書)

マイナンバーカード、旅券(パスポート)、運転免許証など

#### ■2点の提示が必要となるもの

健康保険者証、年金手帳など、本人確認できる証明書等


### (5)通称を使用していることが確認できる書類(通称を使用したい方のみ)

- ・通称名で届いた郵便物や社員証など


## 5 宣誓証明書の交付

宣誓時に提出された書類を審査し、不備等がなければ「パートナーシップ宣誓証明書」を宣誓者に交付します。

(表面)

	<b>パートナーシップ宣誓証明書</b>
伊奈町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
_____	様 _____
第 号	
年 月 日	伊奈町長

(裏面)

伊奈町は、誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会の形成を目指しています。	
宣誓されたお二人のパートナーシップを尊重することにより、いざいきと輝き活躍されることを期待するものです。	
この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。	
戸籍上の氏名 ※通称使用の場合	
_____	様 _____
【特記事項】	

## 6 こんなときは

### (1) 宣誓証明書を紛失・き損した場合

宣誓証明書を紛失、き損・汚損し、再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書」(第 3 号様式)をご提出ください。

### (2) 届出事項を変更した場合

宣誓内容に変更が生じた場合、「パートナーシップ宣誓事項変更届」(第 4 号様式)に変更内容が確認できる書類(住民票の写し、通称を使用していることが確認できる書類など)を添えて提出してください。

※変更届出書には宣誓証明書を添付してください。差し替えで変更後の証明書をお渡しいたします。

### (3) 宣誓証明書の返還が必要な場合

次の場合には「パートナーシップ宣誓証明書返還届」(第 5 号様式)に宣誓証明書を添付して提出してください

- ① パートナーシップを解消したとき
- ② パートナーが亡くなったとき
- ③ 町外へ転出したとき(相互利用の協定自治体は除く)
- ④ その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

### (4) 宣誓証明書の継続使用

パートナーシップ宣誓制度の相互利用の協定を締結した自治体へ転出し、転出先においても引き続き伊奈町が発行した宣誓証明の使用を希望する場合は、伊奈町にパートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書(第 6 号様式)を提出する必要があります。



## 7 Q&A

### Q1 なぜ伊奈町でパートナーシップ宣誓制度を導入するのですか？

A 伊奈町は、誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会の形成を目指しています。性的指向や性自認にかかわらず、誰もがありのままに尊重され、認められる社会をつくるため導入するものです。日常生活における生きづらさが少しでも軽減され、パートナーシップを尊重する意識が社会的に広がることを期待しています。

### Q2 宣誓は同性のパートナーしかできないのですか？

A 宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができますので、同性パートナーに限定した制度ではありません。また、性的マイノリティの方に限らず、事実婚の関係でも宣誓できます。

### Q3 宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓や宣誓証明書の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な書類の交付手数料などは自己負担となります。

### Q4 郵便やメールでも宣誓書を提出できますか？

A 郵便やメールでは受付できません。お二人でお越しいただき、意思確認をしたうえで宣誓書に記入していただきます。

Q5 代理人でも宣誓できますか？

A 代理人での宣誓はできません。必ず宣誓するお二人でお越してください。

Q6 宣誓書の記入では代筆は認められますか？

A 文字を書くことが困難な場合には、ご本人様の意思確認ができれば代筆でも可能です。

Q7 なぜ住民票や独身証明書などが必要なのですか？

A パートナーシップ宣誓制度の要件に該当するかどうかを確認し、成りすまし等の悪用を防ぐためです。

Q8 パートナーシップ宣誓制度と結婚とは何が違うのですか？

A 町のパートナーシップ宣誓制度は、町の「要綱」に基づいて行われるもので、法的効力はありません。結婚は法律に基づき行われるもので、相続などの財産上の権利や税金の控除、扶養義務等の様々な権利や義務が生じます。

Q9 パートナーと法的な関係を築く方法はありますか？

A 婚姻に類似する関係を構築する方法として、公正証書によりパートナーシップ契約を結ぶ方法などがあります。手続きに関しては、お二人の個別の事情を考慮して進める必要があります。詳しくは公証役場へお問い合わせください。

伊奈町パートナーシップ宣誓制度ガイドブック

2021年3月発行

【問い合わせ先】

伊奈町人権推進課

電話 048-721-2111（内線2241）

住所 〒362-8517

埼玉県北足立郡伊奈町中央4丁目355番地